

大和市農業近代化資金等利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第30号

大和市農業近代化資金等利子補給規則の一部を改正する規則

大和市農業近代化資金等利子補給規則（昭和38年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市内に住所を有する者で農業（畜産業を含む。）を営むもの」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 農業（畜産業を含む。）を営む者
- (3) 本市の市税等に滞納がない者。ただし、滞納があっても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者を除く。

第7条中「打切る」を「打ち切る」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。